

第4回 収容・送還に関する専門部会 議事概要

1 日時

令和元年12月12日（木）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者（敬称略）

（1）収容・送還に関する専門部会

安富部会長，大橋委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，寺脇委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員

（2）出入国在留管理庁

佐々木長官，高嶋次長，佐藤審議官，石岡出入国管理部長，東山総務課長，磯部審判課長，岡本警備課長，片山参事官，簾内難民認定室長，林警備調整官

（3）オブザーバー

国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

4 配付資料

- （1）収容・送還に関する専門部会（第4回）議事次第
- （2）入管収容施設内の処遇に関する現状
- （3）諸外国における収容・送還に関する法制度
- （4）参考資料（論点1関係）
- （5）部会第2回，第3回の主な意見要旨（論点1関係）
- （6）川村委員提出資料
- （7）宮崎委員提出資料
- （8）国連難民高等弁務官駐日事務所提出資料
- （9）国際移住機関駐日事務所提出資料

5 議事概要

出入国在留管理庁から，配付資料に基づき，入管収容施設内の処遇に関する現状，諸外国における収容・送還に関する法制度等について説明が行われ，これを踏まえて，被収容者の処遇の在り方，送還を促進するための措置の在り方等について，委員による議論を行った。

なお，第1回会合の配付資料「送還忌避者の実態について」に記載された事例のうちの一つにつき，判決結果を踏まえた記載となっていない旨の指摘がされていた点については，出入国在留管理庁から，対応を検討している旨の説明がされた。

また，国際移住機関駐日事務所から「IOMによる自主的帰国・社会復帰支

援プログラム」についてヒアリングを実施した。

委員から示された主な意見の概要は、以下のとおりであった（書面による提出意見を含む。）。

【被收容者のプライバシーの確保や被收容者に対する医療、被收容者の心情把握・ケアに関する取組等の被收容者の処遇】

- 收容施設内におけるハンガーストライキに対しては、生命に危険が及ぶおそれがあるときは、十分な説明の上、被收容者の同意の有無にかかわらず、必要な医療上の措置を適時・適切に実施し、実施する者を無用な非難から守る体制をとることが必要である。
- 被收容者の処遇の在り方を検討するに当たっては、医師の確保が不十分であることを前提として身柄拘束を緩和する可能性を検討するとともに、監視を受けない生活場所の確保を図るなどすべき。
- 何もすることがない状態で期限の定めなく收容されることが、被收容者のストレスを生み、自損・自傷等の一つの原因となっているのではないか。
- 入管法の退去強制は即時執行であるとされており、行政法の観点からは、收容期間に上限を設けることはできないはずである。
- 被收容者が速やかに退去すれば收容上の問題は起こらないのであるから、まずは送還することを検討すべき。收容だけを取り上げるのではなく、送還を含めた制度全体を見ながら解決策を考える必要がある。

【退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置】

- 一定の要件を満たす者については、早期の出国を促しつつ、再上陸の際に就労可能な在留資格を付与することを検討すべき。
- 送還を忌避する理由（家族の存在、本邦への長期滞在等）に応じて、自発的な出国を促す手段を考える必要がある。

【退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設】

- 専門部会の日程は限定されており、罰則の議論を深める時間はなく、罰則の創設については論点から外すべきである。
- 現在の退去強制の制度に実効性がないのであれば、その実効性を担保する制度として罰則等を検討すべきである。その際は、罰則だけをもって厳格に臨むよりは、自発的な早期出国の動機付けになるような恩恵的措置を併せて検討し、全体として退去を促進することを検討すべき。
- 自主的に退去しない行為に対する罰則の創設は、退去強制令書の発付に加えて、他の命令等の制度設計がなければ導入することは不可能である。
- 渡航文書の不申請に対する罰則を設けている国もあり、我が国でも、合理的な理由なく渡航文書の申請をしない者への命令制度及びその命令に従わない者への罰則を設けることを検討すべき。

【庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置】

- 保護対象を明確化し、適正手続を保障すべき。難民認定申請については

迅速に処理するための体制を整備すべき。

- 在留特別許可の敷居を下げて保護対象を広げることも検討すべき。
- 難民として庇護を求める者と在留特別許可を求める者は質が異なるので、両者を区別して検討すべき。
- 複数回の難民認定申請や退去強制令書発付後の難民認定申請を送還停止効の例外事由の対象とすることはノン・ルフールマン原則に反する送還のおそれを著しく高める。
- 難民認定申請がされればどのような外国人でも送還が停止されるため、この仕組みが濫用されている。保護を要する人と要しない人を区別し、申請内容により送還停止効を認めない、あるいは難民認定申請は受け付けるが簡単に処理することができる仕組みを設けるべき。

【その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置】

- 社会内で処遇すべきというのであれば、逃亡を防止するための配慮が必要である。
- 送還できないなら我が国の社会に取り込むべきというのも一つの考えであるが、本邦での生活基盤が強固になってかえって送還が困難になり得ることから、一度本邦から退去させ、次の上陸の際に配慮するというのも一つの考えである。

以 上